

高知市立江陽小学校 いじめ防止基本方針

平成 27 年 3 月策定

平成 31 年 3 月改定

令和元年 8 月改定

令和 2 年 8 月改定

I いじめ防止等のための対策の基本的な方向

1 基本的な考え方

いじめ防止対策推進法（以下、いじめ防止法）第 13 条により、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

言うまでもなく、いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。また、いじめの問題は複雑かつ多様化する傾向にあり、早期発見・早期対応や組織的な取組がますます重要となっている。

そして、いじめの問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題であると捉えることが大切である。

本校の基本方針は、国及び県の基本方針を参酌し、本市・本市教育委員会・家庭・地域住民その他の関係者等の連携のもと、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のための方策を、総合的かつ効果的に推進するために策定したものである。

学校としての基本方針

- ・ 人権が尊重され、安心して豊かに生活できる学校づくりを、あらゆる教育活動を通じて行う。
- ・ いじめのない社会を、児童が主体的に形成するという意識を育むため、児童の発達段階に応じたいじめ防止の取組を指導・支援する。
- ・ 「いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうる」ことを強く意識し、いじめの防止・早期発見・早期解決ができるよう、保護者・地域住民・関係機関等と連携して、様々な場面での見守りを行う。
- ・ いじめは絶対に許されないことや、いじめられている児童を守り抜くことを児童に日頃から伝えていくとともに、いじめの把握に努め、その防止や対処に当たっては組織的に取り組む。
- ・ 児童に対して、定期的なアンケート調査や、個別の面談を実施するなどして、児童一人ひとりに寄り添った関わりをしていく。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要である。

この際、いじめには多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。例えば、いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第 22 条の学校におけるいじめの防止等の対策のための組織を活用して行う。

具体的ないじめの態様

- 冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

3 本校で大切にしたいこと

本校においては、友達と支え合い、認め合える支持的・共感的な学級風土を土台とし、児童の自己肯定感や対人関係スキルを高めていくことが求められる。そのためには、教師自身が児童理解能力を高め、授業における指導能力を高めていくことが重要である。

支持的・共感的な学校風土を培っていくことにより、子ども同士のつながりが深まり、一人ひとりが認められ、自信を持って安心して学ぶことのできる集団となり、その中でこそ学ぶ意欲が高まっていくものと考えます。

そこで、本校の取組の中核と位置付けているのが、「いじめの防止に関する取組」において詳しく述べる、次の3点である。

- (1) 生徒指導の3機能を活かした授業づくり
- (2) 短時間グループ・アプローチ「花はなタイム」
- (3) Q-Uアンケートの実施と活用

4 いじめ防止等に向かう学校の姿勢

(1) いじめの防止	(2) いじめの早期発見	(3) いじめへの対処
<p>いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童を対象としたいじめの未然防止の観点が必要であり、全ての児童を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者と一体となって取組を行う。</p> <p>① 学校の教育活動全体を通じ、全ての児童に、「いじめは決して許されない」重大な人権に関わる問題であることの理解を促す。</p> <p>② 児童の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う。</p> <p>③ いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む。</p> <p>④ 全ての児童が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりを推進する。</p> <p>⑤ 地域、家庭と一体となって取組を推進するため、いじめの問題への取組の重要性について普及啓発を推進する。</p>	<p>いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、児童に関係する全ての大人との連携を大切にしながら、その発見に努める。</p> <p>① いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく、判断しにくい形で行われることに特に留意する。</p> <p>② ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知する。</p> <p>③ いじめの早期発見のため、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整える。</p> <p>④ 地域、家庭と連携して児童を見守る。</p>	<p>いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、いじめたとされる児童に対して事情を確認した上で、適切に指導する等、組織的な対応を行う。</p> <p>① 家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じて、関係機関と連携する。</p> <p>② 教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について理解を深めておく。</p> <p>③ 学校における組織的な対応を可能とする体制を整備する。</p>

II いじめ防止等のための対策の内容

1 いじめ防止等の対策のための校内組織（学校いじめ対策組織）

本組織は、組織的・かつ実効的にいじめの問題（防止・早期発見・早期対応）に取り組むにあたって、日常的な取組の役割を担い、月1回放課後に開いている校内支援委員会を設ける。

(1) 基本構成員

	基本構成員	備考
①	校長	委員長
②	教頭	副委員長
③	特別支援教育学校コーディネーター	2名
④	各学年主任	6名
⑤	養護教諭	
⑥	児童支援担当・支援員	配置の場合
⑦	スクールカウンセラー 学校カウンセラー スクールソーシャルワーカー	本校勤務
⑧	生徒指導スーパーバイザー	高知市教育委員会

※ ⑦⑧は、日程調整が可能な場合に参加

(2) 役割の内容

- ① 基本方針に基づく取組の実施や、具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正等
- ② いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくり
- ③ いじめの早期発見のため、相談・通報を受け付ける窓口
- ④ いじめの早期発見・事案対処のため、いじめに関する情報や児童の問題行動等に係わる情報の収集と記録、共有
- ⑤ いじめに係わる情報があった時に、緊急会議を開催するなどして、情報の迅速な共有、関係児童に対するアンケート調査、聴き取り調査等により、事実関係の把握といじめであるか否かの判断
- ⑥ 児童に対する指導の体制・対応方法の決定と保護者との連携等の対応を組織的に実施

※①～⑥の具体的な内容や取組は、児童理解部・人間関係づくり部が行い、実際にいじめが生じた場合には、管理職・学年（事例の学級担任を含む）・他の関係教職員で組織するいじめ対策委員会において、速やかに協議・対応する。

2 いじめの防止に関する取組

「いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうる」という事実を踏まえ、全ての児童を対象に、道徳心を養うための道徳教育や、一人ひとりを大切にする人権教育を進める。また、未然防止のために、授業づくりや集団づくりを基本とし、児童に心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校風土づくりを目指した取組を進める。さらに、教職員の言動により、児童の人権を侵害したり、いじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う必要がある。

(1) 生徒指導の3機能を活かした授業づくり

本校の目指す子ども像として、「学び進む子・考え行動する子・共に成長する子」と掲げ、児童の情意面を高めていくことで学習内容を獲得していく力となるよう、生徒指導の3機能を意識して、授業づくりに取り組んできた。これは、本校が狙っている「学習指導と生徒指導の一体化」ともつながっており、対話的な授業を構築していくための土台となる。このように、

対話的で深い学びを目指した授業づくりは、学びの土台として、友だちと支え合い、認め合える支持的・共感的な学級風土が必要であり、児童の自尊感情や対人関係スキルを高めていくことが求められる。そのためには、教師自身が児童理解能力を高め、授業における指導能力を高めていくことが重要となる。授業の中で、支持的・共感的な学校風土を培っていくことにより、子ども同士のつながりが深まり、一人ひとりが認められ、自信を持って安心して学ぶことのできる「いじめ」を防止する集団となることが期待される。

(2) 短時間グループ・アプローチ「花はなタイム」

人間関係づくり部を中心に、全校一斉に取り組んでいる短時間グループ・アプローチ（水曜日：1校時10分間）は、児童の「自尊感情と対人関係スキルの向上」を目指すものである。

(3) Q-Uアンケートの実施と活用

本校では、安心・安全で満足度の高い学校生活を送るための集団づくりに取り組んでいる。そして、「ルールとマナーづくり」と「教師と子どもの縦糸、子ども同士の横糸を紡ぐリレーションづくり」を学級経営（学習指導と生徒指導の一体化）の2本柱にしている。その取組を検証するために、「楽しい学校生活を送るためのアンケートQ-U」を活用した取組を進めている。調査結果を分析・考察し、取組を進めることが「いじめ」の防止・早期発見に有効であると考えているからである。

3 いじめの早期発見に向けた取組

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われる。ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり、軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。いじめを早期に発見するために、教職員が3つの手法（観察・面接・調査）をしっかりと身に付け、活用していくようにする。

- 定期的なアンケート調査（Q-Uアンケート、学校生活アンケート等）や教育相談の実施等により、いじめの実態把握に取り組むようにする。また、児童が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気をつくるようにする。
- 保護者からの様々な訴えに敏感となり、家庭と連携して児童を見守り、健やかな成長を支援するようにする。
- 児童や保護者の悩みを積極的に受け止め、定期的に体制を点検するようにする。また、保健室や相談室の利用、電話相談窓口について広く周知するようにする。
- 定期的なアンケートや教育相談以外にも、いじめの早期発見の手立ては、休み時間や放課後の雑談の中などで児童の様子に目を配ったり、日記等を活用して友だち関係や悩みを把握したり、個人面談や家庭訪問の機会を活用したりするようにする。

本校のアンケート調査等の実施計画

調査種別	定期的調査		臨時的調査
	直接的調査	間接的調査	直接的調査
6月	学校生活アンケート	Q-Uアンケート	いじめの訴えや、疑いがあると判断した場合は、随時聞き取りを実施
10月	学校生活アンケート	Q-Uアンケート	

4 いじめへの対処

いじめの発見・通報に対しては、特定の教職員で抱え込まずに、または対応不要であると個人で判断せず速やかに、管理職・学年に報告・相談し、いじめ対策委員会として、対応する。特定の教職員がいじめに係わる情報を抱え込むことは、法第 23 条第 1 項の規定に違反し得る。また、保護者の協力を得て、事例によっては、関係機関・専門機関と連携し、対応する。

いじめを受けた児童を守り通すことを第一義として、児童や保護者の心情を十分に考慮した上で、児童の立場に立った継続的な支援・援助を行う。

一方、いじめを行った児童に対しては、教育的な配慮のもと、毅然とした態度で指導する。その際、児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、ストレスへの対処や、自尊感情・対人関係スキルを高めるといった、再発防止のための適切かつ継続的な指導及び支援を行う。

いじめが解消している状態とは、「①いじめに係わる行為が止んでいること」、「②被害児童が心身の苦痛を感じていないこと」の 2 つの要件が満たされていることが必要である。ただし、これらの要因が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

(1) いじめが起きた集団への働きかけ

- ① いじめを見ていた児童に対して、自分の問題として捉えさせながら、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。また、はやしたてる（観衆者）など同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させるようにする。
- ② 学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにするとともに、全ての児童が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていくようにする。
- ③ いじめの解決とは、加害児童による被害児童に対する謝罪のみで終わるものではなく、被害児童と加害児童を始めとする他の児童との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって、判断していくようにする。

(2) インターネット上のいじめへの対応

インターネットを通じて送信される情報について、児童及びその保護者が、発信された情報の拡散性、匿名性その他の特性等を踏まえて、インターネット上のいじめを防止し、かつ効果的に対処できるよう、児童に対する情報モラル教育の充実を図るなどの、必要な啓発活動を行う。

- ① インターネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、事実を確認した後、直ちに削除する措置をとる。
- ② 児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがある時は、直ちに関係機関に通報し、適切に援助を求めるとともに、インターネット上のトラブルの早期発見に努めるようにする。
- ③ 児童が悩みを抱え込まないよう、法務局・地方法務局におけるインターネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取組についても周知するようにする。
- ④ パスワード付きサイトや SNS を利用したいじめなどについては、大人の目に触れにくく発見しにくいいため、学校における情報モラル教育を進めるとともに、保護者に対しても理解を求めていくようにする。

5 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味

- ・いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める時。
- ・いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める時。

(2) 重大事態の報告

学校は、重大事態が発生した場合、教育委員会を通じて市長へ、事態発生について報告する。

(3) 調査の趣旨及び調査主体

調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行う。

学校は、重大事態が発生した場合には、直ちに教育委員会（人権・こども支援課）に報告し、教育委員会は、その事案の調査を行う主体（学校・教育委員会の附属機関等）や、どのような調査組織とするかについて判断する。

(4) 事実関係を明確にするための調査の実施

重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなど事実関係を、可能な限り網羅的に明確にして、記録するようにする。この際、因果関係の特定を急ぐのではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。加えて、周囲の児童の心理的動揺や不安感等に対し、必要な心理的ケア等の配慮をしなければならない。

(5) 調査結果の提供及び報告

教育委員会又は学校は、いじめを受けた児童やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童やその保護者に対して説明する。この情報の提供に当たっては、適時・適切な方法で、経過報告を行う必要がある。

6 教職員の資質向上を図る校内研修の充実

いじめ防止法第 18 条の規定により、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施、その他のいじめの防止等のための対策に関する教職員の資質の向上に必要な措置を計画的に行うため、年間計画に位置付けて校内研修を実施する。研修内容は、以下の通りである。

- 学校いじめ防止基本方針及び上位法等の理解
- いじめの防止の対策と取組
- いじめの早期発見の対策と取組
- いじめへの対処の対策と取組
- 組織的体制の構築と機能の対策と取組
- 家庭や地域との連携の取組
- 関係機関との連携の取組

7 地域や家庭、関係機関との連携

いじめ防止法第3, 8, 17, 27条等の規定により、学校に在籍する児童の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校の内外を問わずいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、学校に在籍する児童がいじめを受けていると思われる時は、適切かつ迅速にこれに対処するようにする。重点的に取り組む項目・内容は、以下の通りである。

- ① 本基本方針を周知し、地域や保護者の理解を得ながら、地域や家庭に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めるようにする。
- ② 家庭訪問や、学校通信などを通じて家庭との緊密な連携協力を図るようにする。
- ③ 学校、PTA、地域の関係団体等がいじめの問題について協議する機会を設けたり、開かれた学校づくり推進委員会等を活用したりするなど、地域と連携した対策を推進するようにする。
- ④ 学校警察連絡協議会での情報交換・共有を通じて、児童の状況と対策について協議を行うようにする。また、児童を対象とした非行防止教室や情報モラル教室等を実施し、インターネットを利用したいじめの防止を図る。
- ⑤ 法務局と連携し、いじめに関する相談窓口の周知や、人権擁護委員と連携した啓発活動を行うようにする。
- ⑥ 主な関係機関・相談窓口
 - ア 高知市教育委員会人権・こども支援課（☎ 855-3701）
 - イ 高知市少年補導センター（☎ 824-6671）
 - ウ 高知市子ども家庭支援センター（☎ 823-1212）
 - エ 高知警察署
 - オ 高知県警察本部少年課少年サポートセンター
 - カ 高知県中央児童相談所
 - キ 高知地方法務局

8 基本方針と取組の評価

いじめ防止法第34条の規定により、いじめの事実が隠蔽されず、いじめの実態の把握及びいじめに対する措置が適切に行われるよう、いじめの早期発見、再発防止をするための取組等について適正に評価を行うようにする。その場合は、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、いじめの実態把握や対応が促されるよう、迅速かつ適切な対応、組織的な取組等を評価する。その評価結果等を踏まえて改善に取り組むようにする。重点的に評価する内容は、以下の通りである。

- ① いじめの防止およびいじめの早期発見の取組状況
児童に対する定期的な調査の実施、児童及びその保護者が相談を行うことができる体制など
- ② いじめへの対処の取組状況
いじめの事実確認と教育委員会への報告、いじめを受けた児童又は、その保護者に対する支援、いじめを行った児童に対する指導、保護者に対する助言など
- ③ 組織的な体制の機能と組織的な取組状況
いじめ防止委員会の活動状況、教職員の協力・指導体制の状況、家庭や地域、関係機関との連携の取組など